

「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」  
による取り組みに関する提言

(案)

令和4年7月

八尾市市民参画と協働の  
まちづくり基本条例評価委員会



## ■目 次

(委員長挨拶)

八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会について	1
提 言	3
前文について	3
第1条（目的）について	4
第2条（定義）について	5
第3条（まちづくりの基本原則）について	6
第4条（まちづくりに参加する権利）について	7
第5条（協働の推進）について	8
第6条（情報の共有）について	9
第7条（市民の役割）について	10
第8条（市の責務）について	11
第9条（説明責任）について	12
第10条（対話の場）について	13
第10条の2（校区まちづくり協議会）について	14
第10条の3（わがまち推進計画）について	15
第11条（市民公益活動への支援）について	16
第12条（市民意見提出制度）について	17
第13条（行政評価）について	18
第14条（審議会等の運営）について	19
第15条（満20歳未満の青少年及び子どものまちづくりへの参加の機会の保障）について	20
第16条（条例の見直し）について	21
条例評価委員会を終えて	22

## 【参考資料】

- 八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会規則
- 八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会 委員名簿
- 八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会開催状況
- 条例評価委員から出された意見

# 八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会について

## 1. 「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」について

八尾市では、市民参画と協働によるまちづくりを進めるための考え方やルールを規定した条例として、平成 18 年 6 月に「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」(以下、「条例」という。)が施行され、市民が様々な機会において「まちづくり」に参画できる機会が保障されるなど、市民主体の協働のまちづくりが進められ、様々な分野において、積極的な取り組みが進められています。

## 2. これまでの評価及び見直しの経緯

条例第 16 条に基づき、平成 22 年度に「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価員の会議」が開催され、「評価及び見直しに関する提言」が市に提出されました。

この提言を受けて、八尾市では「地域のまちづくり」を支援する仕組みとして、「校区まちづくり協議会」(以下、「校区まち協」という。)、「わがまち推進計画」、「地域予算制度」を創設し、それぞれ第 10 条の 2、第 10 条の 3 を追加する条例一部改正が平成 24 年 10 月に施行されました。

平成 28 年度には、「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会」(以下、「条例評価委員会」という。)が開催され、「市民参画」と「協働」が確かな歩みとして進められたことが確認されたことから、条文の修正・変更は必要ないとの提言が市に提出されました。

令和 2 年 1 月以降の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、人が集い、対面での対話や交流が厳しく制限される時期もありましたが、この経験を踏まえ、新しい生活様式のもとで「市民参画と協働のまちづくり」を進めるための仕組みづくりが求められています。

今回、本条例評価委員会において、平成 28 年度から令和 2 年度の 5 年間の条例に係る取り組み状況について検証・評価し、見直しの検討を行いました。

## 3. 評価・検討手法

本条例の評価・検討の資料とするため、条例と条例に基づく制度などに関して、市各所属における取り組み状況（平成 28 年度～令和 2 年度の実績）の調査が実施され、本条例評価委員会において、条例に基づく取り組み状況を確認しました。

さらに、本条例評価委員会では、次の 2 つの視点から条例の評価・検討を行いました。

- ①【評価】現行の条例の条文が、運用上適切かどうか。条文を改正する必要があるかどうか
- ②【提案】
  - ・条文を改正する場合、条例をどう見直せばよいか
  - ・条文改正の必要はないが、次の 5 年間で条例推進に向けて何に力を入れると良いか

#### 4. 提言の要旨

本条例評価委員会においては、各分野でまちづくりに取り組む主体の代表が、本条例に基づく取り組みについて評価・検討を行い、各主体がそれぞれの立場で取り組むべき「市民参画と協働のまちづくり」の方向性を、提言としてまとめました。特に重要と考えることを次に示します。

##### 〈項目案〉

- (1) 市民と市の協働に加えて、市民どうしの協働を広げていくこと
- (2) 情報発信や市民どうしの情報交流を充実する仕組みを構築すること
- (3) 誰もが参加しやすい活動の枠組みづくり

##### 〈条文の見直しの方向〉

	内容	
前文		条文を一部見直し
第1条	目的	条文は現行どおり
第2条	定義	〃
第3条	まちづくりの基本原則	条文を一部見直し
第4条	まちづくりに参加する権利	条文は現行どおり
第5条	協働の推進	〃
第6条	情報の共有	〃
第7条	市民の役割	〃
第8条	市の責務	〃
第9条	説明責任	〃
第10条	対話の場	〃
第10条の2	校区まちづくり協議会	条文を一部見直し
第10条の3	わがまち推進計画	条文は現行どおり
第11条	市民公益活動への支援	〃
第12条	市民意見提出制度	〃
第13条	行政評価	〃
第14条	審議会等の運営	〃
第15条	満20歳未満の青少年及び子どものまちづくりへの参加の機会の保障	条文を一部見直し
第16条	条例の見直し	条文又は逐条解説を見直し

## 提　言

### 前文について

八尾市は、河内音頭をはじめ、さまざまな伝統的文化が今に継承され、心合寺山（しおんじやま）古墳などの歴史的な環境や高安山山系のみどりあふれる自然環境に恵まれたまちであります。また、多種多様な技術を有する中小企業が集積しているものづくりのまちであり、多くの外国人が共に生活するまちでもあります。人情と情熱にあふれる市民のパワーが先人の汗と知恵を引き継ぎながら、八尾固有の風土とまちを作り上げてきました。

古くから大和と難波を結ぶ要衝、河内の中心として栄え、中世には久宝寺、八尾、萱振の三つの寺内町が形成されました。ここに市民自治の萌芽がみられ、自治都市としての伝統が自治会加入率の高さとなってあらわれ、市民と市との協働の実績を生み出していました。

この経験を活かし、市民自治をより発展させるためには、人権を尊重し、社会的身分、人種、民族、信条、性別、年齢、障がいのあることなどの違いを認め合い、すべての市民一人ひとりがつながり、市民と市及び市民どうしが地域の課題について話し合い、課題解決の途を探ることが重要なことがあります。これを前提に、地域資源を最大限に活用して、市民と市及び市民どうしがそれぞれの役割分担と責任を自覚し、協働してまちづくりを進めていくことが、新たな段階の地方自治に求められます。

市民が住みつづけたいと思うまちの実現をめざし、ここに、参画と協働の新たな仕組みを定め、地方自治の本旨に基づき、市民が主体となって地域活動を行い、その活動を通じて蓄積される地域力を活かしたまちづくりをより一層進めるため、この条例を制定します。

### ■取り組み状況

条例制定の理念を掲げた条文であり、対応する取り組み状況はありません。

### ■評価と提言

これまでの八尾市の歩みを含め、市民参画と協働による地域力を活かしたまちづくりの推進という理念が掲げられています。八尾市が推進するまちづくりの方向性とも差異はなく、内容の追加等の改正の必要はないと考えますが、本文の「性別」という表現については、性のあり方は様々であることから、八尾市第6次総合計画における表現に合わせて、「性別」を「性」に改正することが望されます。

また、本条例評価委員会では、条例策定当時の資料を通じて、策定当時の社会状況や議論の経過を振り返りました。当時の関係者が条文の検討を幾度も重ね、市民と行政とが共にまちづくりを進めることを条例として成文化しました。そして、これまでの間条例に基づく制度やルールが充実してきたことで、市民と市の協働が着実に進められてきたと言えます。

本条例が平成18年6月に施行されてから約16年が経過し、まちづくりに対する感覚が進歩する中で、この前文をはじめ各条文、用いた用語に込められた想いや考えを継承しつつ、参加したいと思う市民だけでなく参加できない市民や参加したことのない市民をサポートできる制度やルールを考えていくことが必要です。

例えば、本条例の逐条解説において用語の定義や解説文を点検し、必要に応じて、共通理解を継承したい用語の見直しや、SDGsやSNSといった新たな社会状況を踏まえた用語を追加することが期待されます。

## ■第1条（目的）について

（目的）

第1条 この条例は、市民の参画と協働によるまちづくりについての基本的な事項を定めることにより、主権者である市民一人ひとりが自治の意識を高め、市民と市及び市民どうしが対等な立場に立って、それぞれの役割分担と責任を自覚し、お互いを理解し合うことを通じて、地方自治の本旨に基づく、地域力を活かしたまちづくりを進めることを目的とする。

### ■取り組み状況

条例の目的を掲げた条文であり、対応する取り組み状況はありません。

### ■評価と提言

市民参画と協働に基づくまちづくりの仕組みづくりが、地域においても行政においても進んでいます。条例の「目的」と現状のまちづくりの方向性は合致しており、条文改正の必要はないと考えます。

## ■第2条（定義）について

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 八尾市内に住み、働き、学び、又は事業を営む全ての人及び八尾市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。社会的身分、人種、民族、信条、性別、年齢、障がいのあること等による差別を受けることがない。
- (2) 市 市長その他の執行機関、病院事業管理者及び水道事業管理者をいう。
- (3) 参画 市の政策の立案、実施及び評価に至る過程において、市民が主体的に参加することをいう。

### ■取り組み状況

用語の定義を定めた条文であり、対応する取り組み状況はありません。

用語の使い分けとして、「参画」については、市の政策の立案から実施及び評価に至る過程において、市民が主体的に参加し、まちづくりに市民の意見を反映することをさしており、「参加」については、「参画」内容を含むほか、市民発意・市民主体の動きをはじめ幅の広い自由な参加をさすものと整理されています。

### ■評価と提言

条文における定義については、社会状況の変化にかかわらず、普遍的な考え方として作成されており、条文自体は改正の必要はないと考えます。

今後、条例を推進していくに当たっては、社会状況の変化等を踏まえて、本条例の解説に記載されている用語の定義や解説文を点検し、必要に応じて見直すことが期待されます。

## ■第3条（まちづくりの基本原則）について

### （まちづくりの基本原則）

第3条 この条例の目的を達成するため、まちづくりの基本原則を次のとおり定める。

- (1) 市は、市民の参画に基づき、まちづくりを行うこと。
- (2) 市民と市とは、対等な立場に立ち、協働のまちづくりを進めること。
- (3) 市民と市とは、お互いにまちづくりに関する情報を共有し合うとともに、市は、その保有する情報を積極的に提供すること。
- (4) 市民と市、市民どうしは、信頼関係に基づき対話を重ね、まちづくりを進めること。

### ■取り組み状況

まちづくりの基本原則を定めた条文であり、対応する取り組み状況はありません。

### ■評価と提言

本条例の目的を達成するためのまちづくりの基本原則として、「参画」、「対等な立場」、「情報共有」、「対話」をうたっています。

第2項について、その主語が「市民と市とは」となっており、市民と市との協働として、様々な取り組みが行われていますが、今後のまちづくりにおいては、市民どうしの協働のまちづくりも広がっていくことが期待されます。協働のまちづくりの主体として、「市民と市」だけでなく、「市民どうし」も含まれていることが分かるような方向で、必要な改正案を検討することが望まれます。

## ■第4条（まちづくりに参加する権利）について

（まちづくりに参加する権利）

第4条 市民は、まちづくりに参加する権利を有する。

2 市民は、まちづくりへの参加においては、お互いが平等であることを認識しなければならない。

3 市民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由として、差別的な扱いを受けない。

### ■取り組み状況

市民のまちづくりに参加する権利を定めた条文であり、対応する取り組み状況はありません。

第5条以下の条文に基づく具体的な制度等により、権利に基づくまちづくりへの参加・参画が図られています。

「参加」と「参画」の用語の使い分けとして、「参加」の方をより広く捉え、「参画」は「参加」の中に含まれることから、この条文では広く市民のまちづくりに参加する権利を定めています。

### ■評価と提言

第1項及び第3項を中心に意見交換を行いました。第1項の「まちづくりに参加する権利を有する」という表現は、まちづくりへの参加について義務感や重荷を感じることから、「市民はまちづくりに参加することができる」といった柔らかい表現に修正する提案がなされました。一方で、権利は守られるべきものであり、「権利の濫用はいけない」という共通認識を心得た上で、「権利」という言葉は残してもよいという意見もありました。

様々な意見が出されたことから、条例制定時の経過を振り返り、本条文がまちづくりの参加権を地方自治体レベルで初めて規定した画期的な条例である「ニセコ町まちづくり基本条例」を参考し、作成されたことを確認しました。

全ての市民がまちづくりに参加する権利を有するという根本的な条文であることを改めて認識し、権利に基づき市民参加によるまちづくりを進めるという考え方について継承していくことが重要であることから、条文改正の必要はないと考えます。

まちづくりに対する感覚の進歩もあり、市民がまちづくりに参加する機会を提供することは、現在では当たり前になってきています。今回の意見交換がなされたことは、わざわざ「権利」と言わなくても、日常的に住民主体のまちづくりをやってきているという表れですが、今後、条例を推進していくに当たっては、本条文が形成されてきた経過を含めて継承していくことが必要です。

## ■第5条（協働の推進）について

### （協働の推進）

第5条 市は、まちづくりにおいて、市民の発意を尊重するとともに、市民の参画の機会と議論の場を保障するように努めなければならない。

2 市民と市、市民どうしは、お互いに尊重し合い、情報を共有することによって相互理解を深め、それぞれが対等な立場で、協働のまちづくりを進めるよう努めるものとする。

### ■取り組み状況

「市民と市」による協働のまちづくりについては、これまで実施されてきた「直接参画」（市民会議・懇談会等、ワークショップ、公聴会・住民説明会）、「間接参画」（アンケート、インタビュー、意見募集）に加えて、前回（平成28年度）の評価以降は企業・大学との協定に基づく取り組み、応援寄附金及びガバメントクラウドファンディング等、「公民連携」による新たな協働の取り組みが進んでいます。

一方で、「市民どうし」による協働のまちづくりを進めるため、地域間で学び合う動きやこれまでの活動の振り返りによる情報共有など、一部事例はあるものの、事業者やその他団体なども含め市民どうしの協働の取り組みについて、あまり情報共有がなされていない状況です。

### ■評価と提言

第5条は、市民発意の尊重、市民参画の機会、議論の場の保障、情報共有、対等な立場に基づいて協働のまちづくりを推進するために、どのようなことに努めなければならないかを規定しており、まちづくりを行う上での制度規定として基本となる条文です。条文に基づく取り組み状況から、条文改正の必要はないと考えます。

今後、条例を推進していくに当たっては、市民にとって市だけが協働のパートナーではなく、民間どうし、つまり市民どうしの協働のまちづくりが広がるよう、市がその協働を促進する環境を整えて、市民の自律的な活動を後押ししていく方向性も必要となります。そのためには、第2項に記されている「情報の共有」の充実や中間支援機能を有する組織や人材によるコーディネーターやナビゲートなどの支援が必要です。

例えば、「どのような問題があるのか」、「どのような市民・事業者等の協力が必要なのか」、「どのような課題解決の手法があるか」などの情報発信や情報共有の促進が必要です。

また、情報発信を通じて、問題解決に関心のある市民どうしがつながる仕組みの充実や、つながった市民どうしが対話をを行う場づくりを支援することが期待されます。こういった市民どうしの協働のまちづくりに関する情報を発信することで、参加する市民の輪がさらに広がることが期待されます。

## ■第6条（情報の共有）について

### （情報の共有）

- 第6条 市は、市民の知る権利を尊重しなければならない。
- 2 市は、その保有する情報を市民と共有するため、その情報を積極的に提供しなければならない。
- 3 市は、市民が迅速かつ容易に情報を得られるよう多様な媒体の活用その他総合的な情報の提供に係る体制の整備に努めるものとする。
- 4 市民は、市の保有する情報を積極的に収集するとともに、あらゆる機会をとらえ、市民どうしの情報の交流に努めるものとする。

### ■取り組み状況

市では、主に各課における取り組みをはじめ、市政、施策や事業に関する情報を積極的に発信できるよう、紙媒体やラジオ、ホームページだけでなく、twitter や facebook などの SNS や動画、アプリなど多様な媒体を活用していますが、フォロワー数やチャンネル登録者数の人数が伸び悩んでいる状況です。

また、第5条でも述べた通り、市民どうしの情報交流については、あまり共有がなされていない状況です。

### ■評価と提言

第6条は、市民の知る権利と情報共有のための市からの積極的な情報提供、市民による情報収集と市民どうしの情報交流の努力について規定しており、協働のまちづくりを推進するためには、市民と市、市民どうしが必要な情報を共有することが不可欠であることから、条文改正の必要はないと考えます。

市からの情報提供においては、当該情報を必要とする市民が確実に情報を得られるよう、市民意識調査の結果等を参考に発信手法を随時見直すことが必要です。また、近年インターネットが広く普及し、若い世代は多様なオンラインツールを活用して様々な情報収集ができるからこそ、情報の内容や伝え方、更新頻度などの工夫が必要です。SNS のフォロワー数を増やしていくためには、伸び悩む要因を分析し、運用を改善していくことが期待されます。一方、高齢者にとっては対面の交流が好まれますが、コロナ禍等接触が制限される場合においてはオンラインでの情報共有やコミュニケーションを併用し、情報保障に努めることが必要です。

市民どうしの情報交流については、第5条の提言を基本としつつ、市民どうしの協働を進めためにはどういった情報交流が望まれるのか、またどういった仕組みがあれば行いやすいのかを行政だけでなく、市民活動支援ネットワークセンター「つどい」などの中間支援組織とも連携し常に検討しながら、試行錯誤を重ねていくことが必要です。

## ■第7条（市民の役割）について

### （市民の役割）

第7条 市民は、まちづくりの課題を自らの問題としてとらえ、自らの役割と責任を自覚し、まちづくりの主体となって活動するとともに、協働のまちづくりを進めるよう努めるものとする。

2 市民は、お互いを尊重し、支え合うとともに、交流を進め、連携を図り、地域資源を活かしたまちづくりを進めるよう努めるものとする。

## ■取り組み状況

市民意識調査における地域活動への参加状況は、「参加した経験がある」割合がこの5年は概ね4割前後で推移しています。一方、「参加したいと思わない」の割合は25.4%で、年代別では特に20代と30代が高くなっています。

「何か活動したい」と思っている子育て中の母親世代から、活動方法や活動場所についての相談があるなど、若い人が「活動しようとしている」動きが見られるようになってきていますが、定年後も働き続ける方が多く、地域活動に参加できないという人がみられることから、地域活動に携わる役員等の定年を引き上げる動きもみられます。

## ■評価と提言

第7条は、市民がまちづくりの主体となって協働のまちづくりの推進に努めることなど、市民の役割が規定されており、今後とも重要であることから、条文改正の必要はないと考えます。

ライフスタイルや働き方の多様化に伴い、平日の日中など既存の枠組みで行う地域活動にかかわりにくい市民が増えています。 参加したいという思いがあっても、すでに確立されたコミュニティに入っていくことのためらいや、担い手として役割を負うことへの負担感、また若い世代が求める活動とのギャップなどのために、新たな参加につながらないことが考えられます。

今後、条例を推進していくに当たっては、市民がまちづくりの主体として、かかわりたいと思ったときにかかわりやすいよう、環境を整えていくことが必要です。例えば、既存の活動の価値を共有し、労力がかかったとしても我が事として取り組みたいと思える「やりがい」を感じられる活動へと見直していくことや会議の時間帯及び方法を見直すこと、また活動できる時間帯に応じて役割を分担するなど、緩やかな活動への参加も受け入れる風土を作ることなどが期待されます。さらに、若い世代がまちづくりを知るきっかけとして、地域活動についてインターネットを活用したさらなる情報発信が期待されます。

誰もが、地域で豊かに充実した暮らしをしたいと願っています。持続可能な世界を実現するための国際社会全体の開発目標 SDGs の理念である「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、多様な市民がお互いを尊重し支え合う共生の地域づくりを進めていくことが必要です。

## ■第8条（市の責務）について

### （市の責務）

第8条 市は、市民のまちづくりへの参画の機会を保障し、対話に基づくまちづくりの推進に努めなければならない。

- 2 市は、市民ニーズに的確に対応できる体制を整備するとともに、協働の意識を持った職員の育成に努めなければならない。
- 3 市は、外部委託等を行うに当たり、市民との協働の視点に立ち、市民公益活動の育成に配慮しなければならない。

### ■取り組み状況

計画策定等において、高校生や大学生とのワークショップの開催、若い世代へのアンケートや公募委員の若者枠など、若い世代がまちづくりに参画する機会の確保に努められています。

コミュニティ推進スタッフ等、地域力を引き出す能力やノウハウを身につけた職員が育ち、地域担当制による職員育成の効果が表れていますが、「八尾市地域ボランティア職員制度」については、主に地域でのイベントや行事へのスポット的な支援要請に対して参加を進めてきましたが、新型コロナウィルス感染症の感染拡大により、停滞している状況です。

### ■評価と提言

第8条は、市民のまちづくりへの参画の保障や体制整備、職員の育成など、市の責務が規定されており、継続されるべき内容であることから、条文改正の必要はないと考えます。

今後、条例を推進していくに当たっては、市民のまちづくりへの参画機会の保障の観点からは、専門家による支援やスキルを持つ地域人材による支援など、様々ななかかわり方を可能とする仕組みの導入を検討する等、若い世代の参画に向けた柔軟な制度の構築が望まれます。

また、市民ニーズに的確に対応できる体制の整備の観点からは、地域と学校の連携のあり方にについて、学校園と方向性を共有していくことも期待されます。

さらに、協働の意識をもった職員の育成の観点については、条例評価委員会でも議論となった「市民と市の協働に加え、市民どうしの協働を広げる」視点を持ちつつ、市民や市職員が、条例の理念やめざす姿、市民の役割と市の責務について、理解と共有を深めていくことが必要です。

出張所において証明発行・届出業務が再開されたことにより、地域拠点の業務が多岐にわたり、協働の動きが見えにくいとのご意見もありましたが、地域が描く将来の地域像の実現に向け、行政のほか、あらゆる主体と連携した取り組みが進むよう、地域のまちづくりを支援できる職員の育成が必要です。

## 第9条（説明責任）について

（説明責任）

第9条 市は、施策の立案、決定、実施及び評価の全ての過程において、その経過、内容、効果等について市民に説明する責任を果たさなければならない。

2 市は、市民の意見、提案等に対して、分かりやすく応答しなければならない。

### ■取り組み状況

市民要望やメールやホームページ等による市民の意見・提案を受け付け、回答を行うとともに、必要な対応や行政サービスの改善に活用されています。また、市の説明責任を果たすために、例えば施策の立案や事業の実施に当たっては、ワークショップや住民説明会等、様々な形式で市民への積極的な説明が行われています。また、施策の決定、実施及び評価を含めた全ての過程において、市のホームページ等で情報提供がされています。

### ■評価と提言

第9条は、市の施策の意義や効果、影響や財政上の情報等を説明する市の責任等が規定されており、継続されるべき内容であることから、条文改正の必要はないと考えます。

今後、条例を推進していくに当たっては、市が説明責任を果たすことに加えて、協働にかかる多様な主体が情報を発信していくことも重要です。第5条（協働の推進）にも記載しているように、多様な主体それぞれがまちづくりにかかわる考え方や活動実績などを積極的に情報発信し、互いに顔が見える関係を築いていくことが期待されます。

SDGsが求める「誰一人取り残されない社会」を築いていくためにも、主権者である市民が対等な立場に立ち、それぞれの役割分担と責任を自覚し、お互いを理解し合うことができるよう、配慮が必要な方々も含め、多様な市民のコミュニケーション特性を理解した説明や応答の工夫が必要です。

## ■第10条（対話の場）について

（対話の場）

第10条 市民は、自由な立場でまちづくりについて意見交換ができる対話の場を設置するよう努めるものとする。

2 市は、前項に規定する対話の場の運営に必要な支援を行うことができる。

3 市は、第1項に規定する対話の場を円滑に進めるための人材の育成の支援に努めるものとする。

4 市は、前2項に規定する支援の実施に当たり、その支援の範囲、方法その他の必要な事項を別に定めるものとする。

### ■取り組み状況

地域や市民活動団体、事業者など多様な主体が参加できる校区まち協が各校区に設置され、様々な活動が実施されています。加えて、地域のことを自由に話す場や青少年の健全育成、消費生活問題について対話の場も継続して開催されています。また、校区まち協の役員等を対象として、オンライン会議の研修が開催される等、直接対話の場づくりと併用してオンラインでの対話の場づくりに向けた支援も行われています。

### ■評価と提言

第10条は、市民が自由な立場でまちづくりについて意見交換ができる対話の場の設置、その運営に必要な支援、人材の育成の支援について規定されており、市民が気軽に楽しく日常の生活から感じたことや課題、また地域のまちづくりについて、地域で語り合える機会や場は今後も必要であることから、条文改正の必要はないと考えます。

まちづくりの対話の場は、すでに確立されたコミュニティに入っていくことへのためらいなど参加につながりにくい理由が考えられるため、市民が自由な立場でまちづくりについて語り合うことで、様々な問題への気づきや関心を持つ人のつながりづくり、課題解決に向けたアイデア創出などにつながる場づくりが望まれます。今後、条例を推進していくに当たっては、これまで参加につながらなかつた次の世代が考え方や地域への想いを気軽に意見し合えるような対話の場としていくことが必要です。なお、若い世代に多い、「対話の場に参加できない・参加したくない層」の参加しない理由の把握や要因分析を行った上で、テーマ設定や開催時間、開催形式等参加しやすくする工夫が期待されます。

また、こういった対話の場を円滑に進めるために、参加者間でのつながりづくりや、話し合った内容の見える化（グラフィック・ファシリテーション）、アイデアをプロジェクト化していくサポート（プロジェクトマネジメント）など、コーディネーターとして対話の場を円滑に運営できる地域人材の育成に取り組むことが期待されます。

## ■第10条の2（校区まちづくり協議会）について

（校区まちづくり協議会）

第10条の2 市民は、第5条に規定する議論の場又は前条に規定する対話の場で出された地域における社会的な課題の解決を図り、及び地域のまちづくりを推進する組織として、小学校区ごとに一を限り、校区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置することができる。

- 2 市は、協議会の設置に関し必要な事項を別に定めるものとする。
- 3 協議会は、民主的に、かつ、市民に開かれた運営を行うとともに、当該校区の市民の意見を反映した地域のまちづくりを行うものとする。
- 4 市は、協議会が策定したわがまち推進計画に基づき行う地域のまちづくりに対し、必要な支援を行うものとする。ただし、財政支援については、予算の範囲内で行うものとする。
- 5 市は、前項に規定する支援の実施に当たり、その支援の範囲、方法その他の必要な事項を別に定めるものとする。

### ■取り組み状況

平成25年度に全ての小学校区で校区まち協が設立されて、約8年が経過しました。校区まち協を設置した効果について、担い手の8割が「役立っている」と回答している一方で、令和2年度の八尾市民意識調査によると「校区まち協を知らない」割合は約6割となっており、20代及び30代で8割を上回るなど、認知度が低い状況にあります。

平成30年度及び令和元年度に校区まち協のあり方及び支援について検討がなされ、組織運営や活動のあり方について抽出された課題を踏まえ、「誰にでもオープン」、「地域の力を結集」、「情報の公表・広報」など、これから校区まち協の運営のポイントを示した「校区まちづくり協議会活動の手引き」が作成されています。

### ■評価と提言

平成24年度の条例一部改正において、第10条の2が追加されました。新しい条文に基づき校区まち協が設立され、各地域で「わがまち推進計画」に沿ったまちづくりが進められており、条文の各項目について、規定内容の追加等の改正の必要はないと考えます。

一方、地域で様々な団体が活動している中で、校区まち協が設立されたことについて、約8年を経過した今日においても、校区まち協に期待される役割の理解や、各団体との関係性について、様々な認識・理解がみられる状況です。昨今、本市の町会・自治会の加入率が6割を切る中で、校区内のすべての住民を対象とする校区まち協の存在意義は地域の自治を進める上で重要ではあるものの、今後、条例を推進していくに当たっては、全市画一でなく、それぞれの地域において、関係者が対話を通じて校区まち協のあり方や団体の関係性、さらに校区まちづくり交付金などの活用や財源のあり方について共通理解を深めていくことが期待されます。例えば、第10条の2の5つの項について、市民や校区まち協の役割がより明確に伝わるよう、項目の整理統合や順番の入れ替え等の見直しを行なうことが考えられます。

また、地域の対話の場にできるだけ多くの校区の市民の参加を促進し、校区まち協とその活動についての認知度を高めるとともに、市民の役割やかかわり方を周知することで、主権者として協働のまちづくりにかかわる市民を増やしていくことが期待されます。共通理解のもとで活動を分かち合い、特定の市民に大きな負担をかけることなく市民どうしが協働し、校区の市民が必要とする活動を広げ、持続していくける校区まち協の運営につなげることが望まれます。

## ■第10条の3（わがまち推進計画）について

### （わがまち推進計画）

- 第10条の3 協議会は、暮らしに身近なまちづくり及び様々な地域活動を進めていくに当たり、当該校区の市民の意見を集約した上で、地域のまちづくりの目標、活動方針、活動内容等を定めたわがまち推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。
- 2 協議会は、策定した推進計画を当該校区の市民に公表した上で、その実現に向けて、適切な進行管理に努めなければならない。
- 3 市は、推進計画に掲載された事業が、法令、条例等及び八尾市総合計画の基本構想に即し、かつ、まちづくりに資するものであると認めるときは、市政運営に当たり、その実現に努めなければならない。

### ■取り組み状況

全小学校区において2期にわたりわがまち推進計画が策定され、それに基づく様々な地域活動が行われています。ホームページやフェイスブック、ブログ等インターネット上で毎年の事業計画や活動情報を発信している校区まち協も見られます。

第3期わがまち推進計画については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、計画期間が延伸されていましたが、策定方法を工夫する等準備が進められているところです。

### ■評価と提言

平成24年度の条例一部改正において、第10条の3が追加されました。これに基づき、校区まち協が2期にわたってわがまち推進計画を策定し、校区まちづくり交付金等の財政的支援を活用しながら地域の特性に応じたまちづくりが進められていることから、条文改正の必要はないと考えます。

今後、条例を推進していくに当たっては、第3期わがまち推進計画の策定プロセスが重要な役割を担うこととなります。多様な市民が策定作業に参加し、多様な意見・アイデアを取り入れることで、作成にかかわった市民が地域のまちづくりを我が事として感じ、その推進に共に取り組みたいと思えるわがまち推進計画を策定することが期待されます。

また、策定されたわがまち推進計画や計画に基づく取り組みが多くの市民に周知されるよう、校区まち協による情報発信を強化するとともに、市民主体の取り組みが進むよう、市としても適切な支援を行うことが必要です。

## ■第11条（市民公益活動への支援）について

(市民公益活動への支援)

第11条 市は、市民公益活動を支援することができる。

### ■取り組み状況

八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」が、登録団体からの相談等を通じてニーズ把握等を行なながら、市民活動と地域活動をつなげる取り組み事例がでてきてています。また、市では地域福祉推進基金、市民活動支援基金を活用し、市民団体等が行う自主的かつ積極的な市民公益活動に対する財政的支援が行われています。

### ■評価と提言

条例解説によると、本市における「市民公益活動」とは、自主的かつ積極的な社会貢献活動のことをいいます。第11条では、市が市民公益活動に対して「支援できること」が規定されています。この規定に基づき、社会状況の変化に対応して、市民公益活動に対する様々な支援が行われていることから、条文改正の必要はないと考えます。

今後、条例を推進していくに当たっては、地域課題が多様化・複雑化する中で、市民公益活動に取り組む個人・グループや団体、企業、大学等を増やし、活動を活発に行われるよう、市民公益活動にかかる様々なきっかけづくりを提供していくことが期待されます。また、コロナ禍により従来型の対面での市民公益活動の継続が難しくなったことや、コロナ禍により新たな対応が必要となった課題に対して、市民が新たにチャレンジすることやオンラインでの活動等、活動スタイルの転換を後押しするような支援を行うことが期待されます。

様々な分野において市民どうしの協働が広がるよう、八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」をはじめ、中間支援機能をもつ組織が分野や市域を超えて組織間で連携し、中間支援として期待される支援の幅を広げることで、個人・グループや団体、企業、大学等の多様な主体間でのつながりによる好循環を創出し、課題解決のプロジェクトやアイデアを提供できる機能を高めることができます。

## ■第12条（市民意見提出制度）について

### （市民意見提出制度）

第12条 市は、基本的な政策等を立案するときは、事前にその案を公表し、市民の意見を求めるものとする。

2 市は、前項の規定による意見に対する考え方を公表するものとする。

3 市は、前2項の規定の実施に当たり、範囲、方法その他の必要な事項を別に定めるものとする。

### ■取り組み状況

「市民意見提出制度に関する指針」に基づき、市民意見提出制度（パブリックコメント）が適切に運用されており、令和2年度では29件が実施され、延べ454件の意見提出がありました。

実施に当たっては、幅広い市民に興味を持っていただくよう、出張所等公共施設への配架や、市政だより、ホームページ、SNS等での発信とともに、関連施設や駅、その他施設等へのチラシやポスター掲示が実施されています。

### ■評価と提言

市民意見提出制度が定着していることから、条文改正の必要はないと考えます。

引き続き、市民意見提出制度そのものの周知を図るとともに、配慮が必要な方々も含め、多様な市民のコミュニケーション特性を理解して実施されることが期待されます。

## ■第13条（行政評価）について

### （行政評価）

第13条 市は、市が実施し、又は実施しようとする施策及び事務事業について、その成果及び達成度を明らかにするため、行政評価を行い、その結果を公表しなければならない。

2 市は、前項の行政評価の結果について、市民が意見を述べる機会を設けるよう努めなければならない。

### ■取り組み状況

総合計画の体系に沿って、施策評価と事務事業評価が毎年実施されています。成果を明らかにするため、毎年実施する市民意識調査の結果を活用して成果指標を設定し、その指標の推移を示しています。行政評価の結果を実施計画の策定や予算編成に活用するとともに、市ホームページで公表しています。第5次総合計画の総括では、行政の一次評価に対して「八尾市総合計画審議会」からの答申を受けるなど、外部評価も行われています。

### ■評価と提言

行政評価の実施と公表が制度として継続運用されており、条文改正の必要はないと考えます。引き続き、市民に分かりやすい行政評価の運用に努め、必要に応じて、毎年度実施する行政評価の結果に対して、より市民が意見を述べやすい仕組みを検討することが期待されます。

## ■第14条（審議会等の運営）について

### （審議会等の運営）

- 第14条 市は、その所管する審議会等（以下「審議会等」という。）の委員には、市民からの公募による委員を選任するよう努めなければならない。
- 2 市は、市民から審議会等の委員を公募する場合は、その選考において、公正な審査により選任しなければならない。
- 3 市は、審議会等において議論が尽くされるよう配慮しなければならない。

### ■取り組み状況

「審議会等の委員公募実施指針」に基づき、審議会等における公募市民の参加が定着しています。令和3年度末時点の審議会数は130で、うち公募委員のいる審議会は21となっています。

市民公募に当たって、「若者枠」や「女性枠」を設置する審議会がみられるなど、多様な市民の意見を取り入れるための工夫がされています。また、コロナ禍においては書面開催やオンライン開催等、柔軟な審議会運営が取り入れられています。

### ■評価と提言

審議会等への公募市民の参加が定着しており、多様な市民の意見をまちづくりに反映するための取り組みが進められていることから、条文改正の必要はないと考えます。

審議会等の中には、関連法令等により「公募市民」の枠を設けることが適当でない審議会があるため、全ての審議会を母数として「公募委員のいる審議会」の割合を算出すると、実態が分かりにくくなることから実態把握の工夫が必要です。

また、多様な意見を政策に反映していくという観点から、近年、候補者を無作為抽出で選び、審議会等の会議体への参加を求める事例がみられます。審議会等が扱うテーマに対して、委員構成が適切な多様性を有しているかどうかを検証し、十分な多様性が確保されていない状況であれば、本市においても導入に向けて検討を進めることが期待されます。

## ■第15条（満20歳未満の青少年及び子どものまちづくりへの参加の機会の保障）について

（満20歳未満の青少年及び子どものまちづくりへの参加の機会の保障）

第15条 市は、市民のうち、満20歳未満の青少年及び子どもが、その年齢にふさわしいまちづくりへの参加の機会を保障するよう努めなければならない。

### ■取り組み状況

計画等の策定に当たっては、「未来のやお意見交換会」や「若者ワールドカフェ」の開催など、高校生や大学生が意見を述べる機会が設けられました。また、中高生対象の「ジュニアリーダー養成研修会」、小学5、6年生を対象とした「リーダースクール」が開催され、次世代のリーダー養成に向けた取り組みも実施されています。

### ■評価と提言

前回（平成28年度）の提言後、平成30年6月に民法が一部改正され、令和4年4月1日より成年年齢が18歳に引き下げられました。政府は「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）を定め、子どもの意見を年齢や発達段階に応じて政策に反映することや若者の社会参画を促進していくこととしています。さらに、国際条約である「子どもの権利条約」は、子ども（18歳未満）を権利をもつ主体と位置づけ、大人と同じく、一人の人間としてもっている権利を認めています。

また、本条文の制定過程における議論の経過を振り返ると、第4条において全ての市民がまちづくりに参加する権利を有するとしているが、加えて子どもの参画機会を保障する項目を入れるべきとまとめられています。

本条文の制定経過及び国等における動向を踏まえると、「満20歳未満の青少年及び子ども」という条文における年齢にかかわる表記については、見直すことが望ましいと考えます。条文の見直し方向については、民法改正や子どもの権利条約を考慮した「満18歳未満の青少年及び子ども」や、年齢を記載しない「青少年及び子ども」などが考えられます。市において、関係法令や市の他の条例等との整合・役割分担を確認した上で、必要な改正案を検討することが必要です。

また、まちづくりに子どもの意見を取り入れる機会を保障するよう、引き続き取り組みを進めることが必要です。例えば、令和4年度に実施される第3期わがまち推進計画の策定プロセスに子どもが意見を表明する機会を設ける等、参画機会として活用することが期待されます。

## ■第16条（条例の見直し）について

（条例の見直し）

第16条 市は、地域力を活かした市民と市の協働のまちづくりの推進状況の継続的な把握に努め、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、この条例が本市にふさわしいものであるかについて検討を行うものとする。

2 市は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、第1項の規定による検討を行い、及び前項の規定による必要な措置を講ずるに当たっては、市民の意見を聴取しなければならない。

### ■取り組み状況

条例の見直しについて定めた本条文に基づき、学識経験者や市民団体の代表、公募市民が委員となった本委員会が設置され、この5年間（平成28年度～令和2年度）の条例に係る取り組み状況について検証・評価し、本条例が本市にふさわしいものであるかについて検討されています。

### ■評価と提言

第1項において条例の見直し作業は、市が行うこととされていますが、本評価委員会等市民と共に見直しが行われています。本条例の制定経過を踏まえると、市民と市が共に条例を動かし、必要な見直しを実施していくことが望ましいと考えます。そのため、条例の見直し作業の主体について、「市民」も含まれることが分かるよう、条文の改正もしくは解説に説明を追記する方向で検討することが望まれます。

条例評価委員会を終えて

「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会」委員一同



## 【參考資料】

## 八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会規則

八尾市規則第 48 号

### 八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 34 年八尾市条例第 195 号）第2条の規定に基づき、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議を行う。

（1）八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例（平成 18 年八尾市条例第 20 号）の評価及び見直しに関すること。

（2）その他八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例に関し、必要と認められる事項に関するここと。

#### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する 16 人以内の委員をもって組織する。

- （1）学識経験者
- （2）市民団体の代表
- （3）公募の市民
- （4）その他市長が適当と認める者

#### (任期等)

第4条 委員の任期は、1 年以内とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の議事に關係のある者の出席を求める、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策企画部政策推進課において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

八尾市市民参画と協働のまちづくり条例評価委員会 委員名簿

種 別		氏 名	備 考
1号委員 (2名)	委員長	清水 陽子	日本福祉大学 社会福祉学部 教授
	副委員長	田中 優	関西学院大学 建築学部 教授
2号委員 (10名)	委 員	川野 充信	八尾商工会議所
	委 員	津田 伸一	八尾市地区福祉委員長連絡協議会 (令和3年度)
	委 員	武内 貴夫	八尾市地区福祉委員長連絡協議会 (令和4年度)
	委 員	西田 裕	八尾市自治振興委員会
	委 員	西寺 美代子	八尾市女性団体連合会
	委 員	福中 政男	大正北小学校区まちづくり協議会
	委 員	藤本 高美	一般財団法人 八尾市人権協会
	委 員	村尾 佳代子	八尾市青少年育成連絡協議会
	委 員	森下 明美	八尾市民生委員児童委員協議会
	委 員	山本 賢	八尾市高齢クラブ連合会
3号委員 (2名)	委 員	坂本 紗伊華	市民委員
	委 員	新迫 康人	市民委員
4号委員 (1名)	委 員	小林 永遠	八尾市市民活動支援ネットワークセンター

【種別・五十音順(委員)・敬称略】

(※団体名称等は令和4年3月末時点のものです)

## 八尾市市民参画と協働のまちづくり条例評価委員会開催状況

回	日 時	内 容
第 1 回	令和 4 年 3 月 22 日 (火) 午後 6 時～ 市役所本館 6 階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長挨拶</li> <li>・委員紹介および事務局紹介</li> <li>・委員長・副委員長の選任</li> <li>・会議の公開について</li> <li>・評価委員会の進め方について</li> <li>・八尾市のこれまでの取り組み状況について</li> <li>・意見交換（第 1 条から第 4 条）</li> </ul>
第 2 回	令和 4 年 5 月 31 日 (火) 午後 6 時～ 市役所本館 8 階 第 2 委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見交換（第 5 条から第 16 条）</li> </ul>
第 3 回	令和 4 年 7 月 12 日 (火) 午後 6 時～ 市役所本館 8 階 第 2 委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提言案について</li> </ul>

## 条例評価委員から出された意見

### 前文について

#### ＜条例が果たしてきた役割＞

「ニセコ町まちづくり基本条例」は、地方自治体レベルで、まちづくりの参加権を初めて規定した画期的な条例である。それまでは、自分が住んでいるまちにも関わらず、住民が参加する権利は条例ベースでルールに規定されておらず、画期的なものとして各自治体が参考するようになった。まちづくりに対する感覚の進歩もあり、市民がまちづくりに参加することは当たり前になってきている。わざわざ「権利」と言わなくても、日常的に住民主体のまちづくりをやってきているという表れとして、前回の皆様のご提起になったと考える。

条例はあくまでも道具なので、この道具を使って八尾をどのようなまちにしていくかである。一つは、この10～15年は、こうあるべきという義務の部分を全面に押し出してきた期間だったと思う。それによって、日々のまちづくりを支えてきた方々がここにおられる。今後は、それを一定担保しながら、やりたいという人をどうサポートしていくかである。そのための制度、ルールである。もっと緩く考えてもよいのではと思う。それがどうできていくかが試されていると思う。二つは市民と市民とのつながりの中で、新たなまちづくりの問題解決を行うことである。行政もそうだが、市民と市民の橋渡しをする中間支援の組織も豊かにして、つなぐ役割をきちんと位置付けていくことも大切である。

#### ＜条例に用いられている用語の理解・共有＞

前文に「・・・市民自治をより発展させるには、人権を尊重し、社会的身分、人種、民族、信条、性別、年齢、障がいがあることなどの違いを認め合い・・・」とある。前文の解説を読んでいてもわからない市民がいるように思える。職員に尋ねたところ、「何のことかわかりません、人種と民族も」と言っていた。誰にでもわかるように説明できることが、違いを認め合うことになると思うので、社会的身分や人種・民族についての用語説明と前文等の解説を求めたい。

### 第3条（まちづくりの基本原則）について

市民と市との協働のまちづくりとして、様々な事業に取り組んできている。今後については、市が必ずしも協働のパートナーでなければならないことはなく、民間どうし、市民どうしの協働のまちづくりが広がっていくことが重要である。今後の協働を考えると、市がいかに裏方に回れるかを考え、市民に任せていくという動きが必要となっていく。

市民どうしの協働の取り組みについて把握・共有されていないことはもったいないと思う。これまでの協働は行政発のものが多く、行政との関わりの中での協働という狭い概念に収まっていたと考えられる。

市民と市民とのつながりの中で、新たなまちづくりの問題解決を行うことである。行政もそうだが、市民と市民の橋渡しをする中間支援の組織も豊かにして、つなぐ役割をきちんと位置付けていくことも大切である。【再掲】

## 第4条（まちづくりに参加する権利）について

### ＜「まちづくりに参加する権利」という表現＞

役を担うと、権限をもったと感じるような人が見受けられる。権利という言葉は、「参加することができる」などの柔らかい言葉に変えたほうが、市民に馴染みやすい。権利という言葉は硬すぎる。

第4条の第3項の「市民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由として、差別的な扱いを受けない」とあることで、「しなければならない」ということを強く感じる。

権利は人がもっているもので、権利は守られるべきものである。「権利の濫用はいけない」という共通認識を心得たうえで、「権利」という言葉は残してもよい。

「権利を有する」と言うと、義務感を生じてしまうことが懸念される。第4条は、「市民はまちづくりに参加する権利を侵されない」としてはどうか。

権利については、重荷にならないよう、説明書きがあればよい。

第3項が、「差別的な扱いを受けない」と、受け身的な考えになっているが、「扱いをしない」のほうがよい。まず「しない」ことから始めるべき。

「ニセコ町まちづくり基本条例」は、地方自治体レベルで、まちづくりの参加権を初めて規定した画期的な条例である。それまでは、自分が住んでいるまちにも関わらず、住民が参加する権利は条例ベースでルールに規定されておらず、画期的なものとして各自治体が参照するようになった。まちづくりに対する感覚の進歩もあり、市民がまちづくりに参加することは当たり前になってきている。わざわざ「権利」と言わなくても、日常的に住民主体のまちづくりをやってきているという表れとして、前回の皆様のご提起になったと考える。【再掲】

## 第5条（協働の推進）について

### ＜協働の実施方式の広がり＞

ガバメントクラウドファンディング等など、5年前は存在していなかった公民連携の取り組みが始まっている。新たな実施方式を取り入れながら八尾市の協働が進んできている。

### ＜市民どうしの協働＞

助産師の会が学校現場と協働して、保健の資料を活用してもらうよう学校の授業に出向いたりしている。

校区で役を担っている事業者は近隣の事業所とのふれあいや、物を買ってもらうなどは行っているようだが、地域の事業所と地域団体やまちづくり協議会、自治会などが協働する事例については、具体的なことは把握できていない。

市民と市との協働のまちづくりとして、様々な事業に取り組んできている。今後については、市が必ずしも協働のパートナーでなければならないことはなく、民間どうし、市民どうしの協働のまちづくりが広がっていくことが重要である。今後の協働を考えると、市がいかに裏方に回れるかを考え、市民に任せていくという動きが必要となっていく。【再掲】

市民どうしの協働の取り組みについて把握・共有されていないことはもったいないように思う。これまでの協働は行政発のものが多く、行政との関わりの中での協働という狭い概念に収まっていたと考えられる。【再掲】

## ＜情報共有と説明責任＞

第5条第2項に記載されているように、それぞれの取り組みで八尾の様々な問題を解決するためには、情報共有が必要である。

市民と市との協働のまちづくりとして、様々な事業に取り組んできている。今後については、市が必ずしも協働のパートナーでなければならないことはなく、民間どうし、市民どうしの協働のまちづくりが広がっていくことが重要である。今後の協働を考えると、市がいかに裏方に回れるかを考え、市民に任せしていくという動きが必要となっていく。【再掲】

## 第6条（情報の共有）について

### ＜市による情報発信＞

周りの若い人たちは市がSNSで情報発信をしていることをあまり知らないようで、結局、全戸配布の市政だよりで情報を仕入れている。

市のSNSのフォロワー数が増えないのは、検索すればすぐにわかる情報が発信しているからではないか。たとえば、ジュニアエコノミーカレッジでのインターンシップに参加した学生がその経験談を発信すれば興味を持つ人がいるのではないか。興味をもつ人がいそうな情報を、市がSNSを通じて発信していくけば、フォロワーも増えていくと思う。

若い世代はツールを使いこなしながら、自分たちで相当のことを調べることができる。そのため、フォロワー数を増やしていくためには、調べても分からぬ情報を発信していくことが重要である。

若い人は古い情報がいつまでも掲載されると見なくなるため、更新の頻度が求められる。行政の情報に対しても同じである。市の情報の更新頻度とチャンネル登録数の関連を検証すると、効率的な情報発信につながる。

高齢世代はSNSで情報の内容を把握することは難しく、顔を見て話す方が分かりやすい。

対面が大切なことはもちろんだが、それを補完するツールとして「オンラインで交流」することもできるようになっているので、情報保障として様々な取組を行うことが重要である。

### ＜市民どうしの情報交流＞

市民同士の情報の交流があまり見えてこない。

## 第7条（市民の役割）について

### ＜若い世代の参加＞

若い世代の地域活動の参加状況は、「参加した経験がある」は令和2年度は40%前後で変わらないが、「参加したいと思わない」が増えている。年代別で見ると、20代と30代が高く、若い世代の参加意向が低くなっている。

「何か活動したい」と思っている子育て中の母親世代から、活動方法や活動場所についての相談があり、校区まちづくり協議会や地域で活動している人を紹介するなどのマッチングを行っている。若い人が「活動しようとしている」動きが見られるようになってきている。

## 〈リタイア層の参加〉

60歳定年であっても、65歳まで、70歳まで働く人がおられる。地域活動に参加してほしいとしても、仕事を理由に参加できないという人も多い。役員の成り手がいない。民生委員は75歳が定年だが、成り手がいなかったために定年延長となっている。担ってもらいたい若い層と現実に担っている層を考えると厳しい状況である。

## 〈まちづくりに関わりにくい要因〉

地域活動の参加状況の数値が横ばいである理由は、われわれの年代が若い人を求めていているのだが、われわれがしなければならない行事に参加させてしまっているからである。若い人の中には、地域活動には参加していないものの、自分たちがやりたい市民活動には関わっている人がいる。这样的なことから、地域活動と校区まちづくり協議会が交わっていない。

地域活動を主に担っているのは高齢世代で、必要性の高い取り組みをしている。しかし、それを前面に押し出すと、若い世代はやらされ感を感じて受け身になり、自分の好きなことをするために市民活動に流れるようになる。その辺りの詳細な分析が必要である。

若い人に地区福祉委員会の委員長をお願いしてみようとなったが、昼間の会議が多いため、若い人にお願いできることが分かった。行政を退職された人は地域活動に参加してくれるが、そのようなポジションは遠慮される。今の枠組では、若い人を入れていくのは難しい。若い人もやりたいことはあるのですが、われわれの枠組に入れられるのは、しんどいと思う。

われわれの年代は、ある程度仕事を犠牲にして地域活動をしていた。今の年代はそうではなく、仕事を優先する時代である。それだけ若い人の生活が大変だということ。行政の会議は昼間が多いが、私の地域では金曜日の夜に会合を行っている。平日は仕事で忙しくても、週末なら何とか参加できるようだ。そのように、若い人が参加できるように仕組みを変える必要がある。

若者もまちづくりに参加したいという思いはあると思う。参加しないのは、知る場がないからである。若者の情報収集はインターネットで調べるところから始まるが、まちづくりに関してはインターネットを活用した情報発信が弱い。調べるようとしても、その情報にたどりつけないことが、若者がまちづくりに参加しないことにつながっているのではと思う。

連合こども会を作った際、青少年育成連絡協議会で役員を引き受けることとして、保護者が役員を担わなくともよいようにした。様々な面で改革が必要で、若い人を責めても仕方がない。

枠組を作っているのは、リタイアして地域活動に時間を取ることができる方々である。そこへの新規参入のハードルが高いようなので、市民の役割を実質化するうえでは、枠組を変えられるかどうかが大事な視点になる。

やりたいと思っている人をどれほど増やしていくかが重要で、やりたいと思っている人の背中を押せる地域であるべきだと思う。地域活動への参加状況の原因を掘り下げて考える必要がある。既存の枠組はそれぞれの場面で変えていく必要がある。

市民がまちづくりを自らの問題としてとらえて、まちづくりの主体となって活動することは、まちづくりの協働の基本である。これを知っていただき、わが事としてとらえていただくにはどうすればよいだろうと考えている。

## 〈共生のまちづくり〉

果たして行政の人や一般市民はどこまで障がい者のことを理解しているのだろうと思う。障がい者も、八尾市民として健常者と同じように、地域で豊かに充実した暮らしをしたいと思っている。心のバリアを考えいただき、条例にきちんと書いてほしい。市民には、共に生きる社会が当たり前という気持ちを持っていただきたい。

## 第8条（市の責務）について

### 〈協働の意識を持った職員の育成〉

地域担当制の職員は、「つどい」を頼って情報を得ようとするなど、育ってきていると感じる。「地域力を引き出す能力やノウハウを身につけた職員」が出てきた。「何でもお手伝いしますよ」ではなく、「それは地域で考えるべきことです。実行してください」と地域に刺激を与えてくれる職員が必要。各課や保健センターの地域の担当者や、避難所開設員など、地域に密着した職員が増えてきている。

出張所で証明書が発行できるようになったのは評価できる一方で、従来の出張所業務に手がかかっている。コロナ禍で、地域拠点のあるべき姿が見えにくい。コミュニティ推進スタッフは、優遇的に動ける側面があるが、出張所職員は証明書発行を分担ということで関わりにくい状況が出てきている。

この数年間で明らかに行政職員の協働意識が低下している。新型コロナウィルスという異次元の問題はあったが、コロナがあぶり出した社会・組織課題も多くある。諸証明の発行業務がされると同時に地域拠点が証明書発行業務に軸足が戻り、地域活動の相談（協働）がしづらい雰囲気になっている。また、コミュニティ推進スタッフ以外の職員は証明書発行等に追われており、出張所全体での取り組みになっていない感がある。地域拠点の業務の見直しをした時に職員を減らし、業務も減らしたが、業務を元に戻すのであれば、人員も元に戻さなければ、地域拠点が以前の出張所のようになるのは仕方ない事である。条文通りに市の責務の遂行を行われたい。

地域担当制の有無にかかわらず、市職員は、地域と向き合って寄り添うことがベースになる。全市を上げてそのような人材を育てる必要がある。地域に出向くことが弱いということで、「八尾市地域ボランティア職員制度」が出てきたと理解しているが、あまりうまくいっていない面がある。地域のまちづくりをサポートする職員はどういうものかを、今一度組み直して考えることが必要である。

### 〈市民のまちづくりへの参画機会の保障〉

今後、（地域の活動に）若い人に担っていただくためには、私は以前から有償ボランティアも必要だと思っている。お金の話をすると汚いと思う人もいるかもしれないが、若い人も生活がかかっているため、仕事を休んでまで参加することはできない。

### 〈市民ニーズに的確に対応できる体制の整備〉

地域と学校との連携について、学校と相談して、（子供会の）児童（確保のための）申込も回収もすべて担ってもらった。行事も、先生と一体となって日にちを決めた。

地域と学校との連携については、地域と学校が連携して子どもの喜びや楽しさを保障していくことだと思う。本条例は、教育公務員を想定していない。地域の1つの主要な連携組織として、学校園をどうとらえるかは重要な視点である。

## 第9条（説明責任）について

### ＜説明責任＞

本条例は市と市民、市民どうしが主体であるなかで、説明責任のあり方として、市だけではよいか。様々な団体が情報を出すことも重要であり、それも説明責任を果たす必要がある。若い世代にとっては、自分の住んでいる校区まちづくり協議会が何をしているかが分からぬために参加しにくいという面もある。積極的な情報発信を促すということを「説明責任」とすることが適切かどうかは分からぬが、その視点が必要である。【再掲】

協働の本質が、まちづくりを行う市民と市民や、地域の団体などとの連携が中心であるなら、まちづくりの協働主体がきちんと見えるようにすることが重要ということで、その視点に立つと、説明責任は市だけに求められるものではないというご意見である。【再掲】

今回、権利についての取り扱いの議論がありました。権利に関する説明で他市の条例等を用いて説明したとき、「権利」の必要性はもちろんのこと、策定時の市の意気込みが伝わってきたような感でよかったです。そのことに関連して、第6条（情報提供）では「配慮が必要な方への工夫として各分野の広報冊子等の多言語化・・・」わかりやすい情報提供を推進しましたとあります。第9条（説明責任）、第12条（市民意見提出制度）についても同様の取り組みが推進されていると思います。配慮が必要な方々の権利は保証されているのでしょうか。第9条・第12条についての状況をお聞かせください。

## 第10条（対話の場）について

### ＜対話の場への参加＞

参加者を募るにも、校区まちづくり協議会の会長から声掛けするのではなく、会長と一緒に活動している人が、自分の活動の中で、イベントの際や食事中にフラットな形で誘っている。ふらっと来ていたらいで、意見をいただくことからスタートしている。

今の若者には、「関わりたくない、関わってほしくない」という考えが底辺に流れている。若者は「そのようなところには入りたくない」というのが本音だと思う。

若い人が「なぜ関わらないか」という意見を聞くことが一番大事である。われわれの年代になると、事業を行って自己満足的になることもあるが、それがニーズに合っているかどうか。ニーズに合う事業を起こすことが必要である。

## 第10条の2（校区まちづくり協議会）について

### ＜校区まち協の活動事例＞

地域の子どもと保護者の中小企業への社会見学で校区まちづくり協議会に協力を得たことがある。参加者を募るのが大変で、子どもを集めるために学校に協力してもらった。

まち協が何をするところかを認識できたのは、地域フェスタ、市民スポーツ祭である。これらは、校区まちづくり協議会がなければできなかつた。

## <校区まち協の認知度や情報発信>

校区まちづくり協議会からの情報はない。消費者団体や女性団体連合会とは連携しているが、各地域でとなると難しい。

校区まちづくり協議会は知らなかった。ネットで市役所のHPを見ることはありますが、校区まちづくり協議会にはたどりつけなかった。

市民活動として、高校生の頃からの活動と昨年から新しく始めた子どもの健全育成の活動をしている。活動する中で、このような基本条例に触れる機会はなく、校区まちづくり協議会など地域で活動されている人や行政の人とつながる機会もありません。実際、つながらなくとも自分たちでできるが、今後は、元々力をもって活動されている団体とうまく連携して活動できればと思う。

われわれは校区まちづくり協議会や地区福祉委員会に関わっている、ボランティアの人はどの組織にも関わっていないので分かっていない人が多い。このような組織があることを説明しても、なかなか伝わらない。情報発信が必要である。

参加したいとは思っていない学生や、校区まちづくり協議会のことを知らない学生が多い。私自身も参加するメリットがないと感じている。ここ数十年で皆様が地域づくりに頑張ってこられたからこそ、（まちづくり協議会が若者にとって）必要な水準にきてしまったのかもしれない。

継続性の観点では、20代から30代の人が、50～60代になってから参画するより、今のうちから知つていただき、関わっていただくプロセスが大事。知っているからといって参加するかどうかは、次のステップですが、まずは「知らない」という状況は改善すべき。

事業者の立場でみると、校区まちづくり協議会は認識されていない。八尾市内の事業所全体で「やお買い物まつり」を行っており、地域の消費者と触れ合うというコンセプトを含んだ事業なので、そこで、校区まちづくり協議会のことを消費者に話をしていただく機会はある。校区まちづくり協議会の役員に、それを利用していただき、各地域の事業所と触れ合っていただければ、伝わるのではないか。事業所としても、消費者として来ていただくとかなりメリットがあり、触れ合いもできる。事業者が校区まちづくり協議会に参画する可能性もある。

## <運営での課題や工夫>

時間や量、責任など様々な課題が出てきています。どの時間帯でも難しいものは難しい。負担を背負ってでも行こうと思えるほどの、活動のハードルの低さが必要である。

経験では、1つの役をすると充て職がついてくる点も考える必要がある。「今は生徒が少なく保護者も忙しいため、小学校のPTAの役員会議もスマートフォンに頼ることが多い。校長室に集まって役員会を開催するのは難しい時代になっている」ということだった。

ポスターなどを作って事業別のボランティアの募集をかけている。青色防犯パトロール隊体験の募集を出したところ、「青パトなら乗ってみたい」ということで車好きが集まった。自分たちの都合のよい時間で活動してくれており、青色防犯パトロール隊の講習会も行っている。「他にも地域ができるころがあれば言ってください」と言ってくれている。

10年近く経過して、交付金が動いていることと、地区担当として市職員がしっかりと行っていると感じている。行政と一体となって行ってきたことで、一定の効果はあった一方、交付金が動いていることで、市民に広くオープンにできるが、それが浸透しているかは疑問である。認知度が低く、高齢クラブの加入率も伸びないし、こども会が激減している。しかし、町会で行事をすると多くの人が集まっている。(新たな人の)勧誘に課題があると感じている。

#### ＜条文の内容（主語）について＞

校区まちづくり協議会の部分なのに、「市は」という主語が多いと感じる。第2項も「市は」となっているが、協議会の条文なので、ここでは協議会の話がきてもよい。第2項と第3項を入れ替えるてもよい。「市は」とということで、様々な支援を行うことが条例で担保されていることは大事だが、校区まちづくり協議会を知らない人が、どのような組織なのか知りたいと思ってこの条例に行き着いたときに、これを読んでも、結局「校区まちづくり協議会とは何だろう」となることが懸念される。具体的に変えるなら、ここで、「校区まちづくり協議会とはどのような役割なのか」など、「協議会は」という視点の文言が入ってもよい。

### 第10条の3（わがまち推進計画）について

#### ＜わがまち推進計画の実現に向けての協働＞

わがまち推進計画は、コミュニティ推進スタッフも、市との施策調整など協議を重ねて策定されていることから「地域別計画」と言える計画だと思う。行政独自では「地域別計画」を策定していないことから「わがまち推進計画」は重要な計画と言える。「わがまち推進計画」の実現に向けて、市は地域との協働を実践していただきたい。

本条例は市と市民、市民どうしが主体であるなかで、説明責任のあり方として、市だけでよいか。様々な団体が情報を出すことも重要であり、それも説明責任を果たす必要がある。若い世代にとっては、自分の住んでいる校区まちづくり協議会が何をしているかが分からぬために参加しにくいという面もある。積極的な情報発信を促すということを「説明責任」とすることが適切かどうかは分からないが、その視点が必要である。【再掲】

### 第11条（市民公益活動への支援）について

#### ＜活動事例＞

団体ではなく有志4人の個人の活動として、朝の登校の見守り活動を14～15年間続けている。学校のボランティア保険に加入している。お陰様で事故もなく活動を続けている。ボランティアには安心して活動を楽しんで頂きたい。それが大きな支援の輪となっていくと思う。

市民活動グループは交付金はあてにせず、自分たちの力で活動しており、今は「小さなコミュニティのやり直しをしよう」ということが増えてきています。

高齢クラブで、「お達者テレホン」を実施した。会員だけで490人が参加してくださり、14,000人の安心コールができた。そのような活動は評価される。高齢者に楽しく遊んでもらうことをいろいろと考えながら行っている。

### ＜運営での工夫＞

学校支援ボランティアに無償で協力している。学校からの要請とこちらからの声掛けによって、約30人が、自分たちの好意で団体組織を作っている。ボランティアなので強制はしないことを謳つており、長く細く活動したいと思っている。自分ができる日にちや時間で活動している。学校のお手伝いは時間が決まっているため、LINEやFAXで連絡している。この活動は5～6年間続いている、口コミでボランティアが増えている。

### 第12条（市民意見提出制度）について

#### ＜課題や工夫＞

今回、権利についての取り扱いの議論がありました。権利に関する説明で他市の条例等を用いて説明したとき、「権利」の必要性はもちろんのこと、策定時の市の意気込みが伝わってきたような感でよかったです。そのことに関連して、第6条（情報提供）では「配慮が必要な方への工夫として各分野の広報冊子等の多言語化・・・」わかりやすい情報提供を推進しましたとあります。第9条（説明責任）、第12条（市民意見提出制度）についても同様の取り組みが推進されていると思います。配慮が必要な方々の権利は保証されているのでしょうか。第9条・第12条についての状況をお聞かせください。【再掲】

### 第14条（審議会等の運営）について

#### ＜「公募」による選出＞

「市民からの公募による委員を選任」とあるが、公募でない場合もある。「公募」とすると法律に引っかかるなどを懸念する。議会で選任する場合も、公募の場合とそうでない場合がある。

#### ＜無作為抽出による選出＞

「くじ引きと民主主義」という言葉がある。このような場に出てくる人をくじ引きで選んで意見を述べてもらうというものである。それによって、市や、今までこのような場に出てきていた人が、計り知れないような意見が出てくる。参加者はくじ引きで選ばれて仕方ないとあって行くが、参加することでその人にとって新たな発見がある。以前から無作為抽出で審議会運営を行っているところもある。八尾市として制度的にやるべき時期になっているかもしれない。

### 第15条（満20歳未満の青少年及び子どものまちづくりへの参加の機会の保障）について

#### ＜条文における年齢表記＞

「満20歳未満」はこのままでよいのかどうか。前回の会議でも2つの意見が出たということで、次の条例の見直しの際に再検討ということでペンドィングになっている。今回、これに対してどうとらえるべきかは整理をしておくべきである。20歳は大きいと感じる。「18歳」または「年齢記載せず」がよいのではないか。

「満20歳未満」を、民法改正に伴って18歳にするか、年齢を記載しないこととするか。年齢を記載せず、「市は、市民のうち、青少年及び子どもが」とするなら、大前提として「青少年及び子どもの定義」が必要。「幼稚園児から高校生まで」のように簡単にまとめる形もある。

## ＜青少年及び子どものまちづくりへの参加機会の保障＞

地域の校区まちづくり協議会には、どれだけの中高生が参加しているのかと思う。中高生の様々な視点で出される新しいことや、自分たちがこうしたいと思うことを汲み取れる組織を考えていただきたい。

校区まちづくりの改革提案において、校区まちづくり協議会のことをしっかりと認識してもらったうえで「中学校と高校で授業の中でアンケートを取ってはどうか」という意見があった。

東日本大震災後に全国大会で宮城県に行ったときに、中学生が語り部となった講演を聞き、八尾市でもジュニアリーダーを育成して校区まちづくり協議会で活動してもらわなければならないと思った。一時、ジュニアリーダーが少なくなりましたが、これに懲りず募集を行い、今年は17人の中高生が集まった。大学との提携で、大学生ボランティアに指導していただき、キャンプのできるアクトルンドYAOと提携して、野外活動も行っている。

自分が体験できないことや、ネットで調べただけではできない体験は大きい。

## 第16条（条例の見直し）について

### ＜条例見直しへの市民の参加＞

条例の見直しでも、市民が適宜入って意見を述べることができるなど、市民としての役割を書いてはどうか。条例は市だけのものではない。そもそも条例は市民のためのもので、条例を動かし見直していくというサイクルが回るべきである。作って終わりではなく、「見直しには市民も関わらなければならない」というメッセージを入れてもよい。

立て付けとして、「協働をどうとらえるか」である。「市民」という主語が少ないため、これを機会に、条例は与えられるものではなく、自分たちで条例を使いながらよいまちを創っていくことができないかという思いだと思う。